

多様性が尊重される社会づくり推進セミナー実施業務委託仕様書（企画提案用）

1. 業務名

多様性が尊重される社会づくり推進セミナー実施業務

2. 期 間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

3. 事業目的

昨今、多様性の尊重に関する社会的関心が高まっており、本県においても多様性に関するセミナーを開催することで、多様性が尊重され、誰もが社会や地域において個性や能力を十分に発揮できる社会づくりに向けた県民の理解促進を図る。

4. 業務内容

（1）実施時期

令和6年8月以降令和6年12月末までに3回実施

（2）開催方法

会場参集及びオンライン配信併用（zoom等を使用）

※収容人数100人以上の会場（配信会場兼ねる）を山形市内に設けること

（3）内容及び対象者

① 1回目

「ジェンダー平等」等をテーマに、いきいきと男女がともに活躍できる環境づくりについて自治体職員や県民の理解を促進するためのセミナーを実施。

アンコンシャス・バイアスなど女性が活躍するうえで課題となっている事象について考えるきっかけとなるような内容とする。

② 2回目

性的マイノリティ当事者や性の多様性に関する有識者を講師とし、性自認や性的指向といった性の多様性について自治体職員や県民の理解を促進するためのセミナーを実施。

性的マイノリティの方々が抱える様々な困難を認識するとともに、その解消に向けてどのような対応が求められるかを考えるきっかけとなるような内容とする。

③ 3回目

労使双方を対象とし「働く場でのダイバーシティ」をテーマに、有識者による講演や先進企業の事例紹介などをおして、企業や公官庁などにおいて多様な社員（職員）を理解し、誰もが働きやすい職場を整備する上での参考となるようなセミナーを実施。

※より効果的と思われる内容、若しくは同程度の効果が見込まれる内容であれば、上記以外の内容で提案することも可とする（トークセッション形式等も可能）。

（４）講師等の選定

各セミナーで取り上げる題材に対して深い知見を有するとともに、国や他都道府県での講演実績を有する講師等を提案し、委託者と十分に協議の上決定すること。各回の講師等について複数名提案すること。

講師等は原則、オンラインではなく会場で講演するものとし、講師等登壇者への謝金及び旅費（3回合計）として、合計150万円以下を想定する。

（５）参加者の募集及び確保

参加者を募集するチラシ（A4判2,000部以上）を作成し、200か所程度に発送するとともにSNSやウェブメディア等へ広告出稿を行い、県内外からの参加を広く促し、参加者（各回、会場及びオンライン参加計100名以上）を確保すること。

以下の受講者管理を行うこと。

- ①参加申込用のホームページ開設
- ②参加者からの申込み受付（視聴URLの配付含む）
- ③参加者へのオンラインセミナー参加方法の説明、サポート、その他参加者との連絡調整
- ④参加申込者名簿の作成

（６）オンデマンド配信及びアンケート

- ・セミナーについて、特設ホームページを開設するなどの方法で、一定期間オンデマンド配信すること。
- ・オンデマンド配信は視聴希望者を募り、視聴URLを通知する方法を想定すること。
- ・セミナー参加後に参加者に対するアンケートを実施、集計・分析し県に報告すること。
- ・アンケート内容は受託者が提案の上、県と協議して作成すること。

（７）「多様性が尊重される社会づくり通信（仮称）」（以下「通信」という。）の作成

各セミナー終了後すみやかに、参加者以外の県民にも広く多様性への理解促進を図るためセミナーの概要等を記載した通信を作成し、納品すること。通信は、県HP等への掲載、関連イベント及びセミナー参加者への配布等を想定しているが、作成にあたっては以下の点に留意すること。

- ・セミナー各回につきA4版2頁以内、カラー刷1,000部及びPDFデータで納品
- ・セミナー当日の写真や参加者の感想、アンケート結果を盛り込むなど、県民の関心を高めるよう工夫すること。
- ・講演内容に関する記述については、講師等の確認を得ること。

5. 業務完了報告書の作成

- (1) 委託業務が完了したときは、すみやかに業務完了報告書を作成し、提出すること。
- (2) 業務完了報告書には、参加申込者リスト、実施状況、実施成果等を含むこと。また、事業効果測定として本業務の効果を検証し、今後の事業展開の方向性について分析を加えた報告を併せて添付すること。

6. 受託にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 感染症対策を必要に応じて講じること。
- (3) 個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。また、この業務に関して知り得た個人情報の漏えいの防止等個人情報の適正な管理について、具体的な対応策を記載すること。
- (4) 事業実施により得た情報（個人情報含む）等については、すべて県に帰属するものとする。
- (5) 本業務で使用する画像・映像等の著作権及び肖像権など権利関係の処理及び調整は、本業務の受注者が行うこと。
- (6) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (7) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (8) 委託業務の実施にあたっては、県と打合せをしながら進めること。
- (9) 本事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して委託事業の収入および支出を記載し、委託料の使途を明らかにしておくこと。
- (10) 本委託業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し承認を得なければならない。
- (11) 委託事業に係る関係書類は委託事業終了後5年間保存すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。